

## 市民野鳥の会

5月25・26日赤城山で

赤城林間学校付近を中心に、山野の鳥たちの生態を観察するため、五月二十五・二十六日の両日、市民野鳥の会を開きます。対象は前橋市民で百人限り。林間学校(二十五日午後三時までに集合)宿泊。講師は日本野鳥の会群馬支部長天田勝次さん他。申し込みは五月二十三日までに、会費四百五十円(宿泊・食費)を添えて、市役所体育課へ。

## 春の市民登山の会

五月二十六日午前八時前橋駅前、残雪と水しぶきの尾瀬朝霧を眺め、午後七時帰郷予定。市民で先着百人限り。申し込みは会費六百七十円を添えて市役所体育課または市内運動場へ。

# 7月1日から発足する 交通災害共済制度

## 前橋市ほか4町村共同で



道路を疾走するトラック・バス・乗用車。そのかたわらを通り過ぎるバイク、自転車。横断歩道もなかなかたやすくは渡れない。こうした交通ラッシュのなかで、3月末現在市内で、すでに479人の死傷者がでています。これは前年の同じ時期にくらべ111人多く、さらに増加する傾向。事故防止と合わせて、交通災害共済の必要性もここにありま(写真は国道50号線で)

## 年360円であなたを守る

### 家族ぐるみで加入しましょう

#### この制度の ねらい

「交通戦争」といって、交通戦争が使われるように、交通事故による犠牲者は、年ごとに増加しています。不幸にして、交通事故によって被害を受けたかたの、当面の窮状を救うことを目的とし、この七月一日から前橋市ほか四町村(宇都宮市、大胡町、宮城野村、粕川村)が共同して「交通災害共済事業」を実施することになりました。この事業は、市民のみならず、市がかりで、一定の掛金を出し、加入者が交通事故にあつた場合、一定の給付金を受けられる相対的共済制度となつていきます。

#### 制度の あらまし

市が七月一日から実施する、この「交通災害共済事業」は、一般に直営方式とよばれる市の直接運営のもので、安い掛金で早く災害給付を行なうところが、その特徴となつていきます。強化している交通災害への自衛の意味と、被害者の一刻も早い救済がねらいであり、市民生活の安定政策の、重要な一部をなす制度といえます。

一日一円に満たない掛金で、不幸にして死亡された場合の五十万円、そのほか負傷の段階に応じた見舞金を支給し、災害の補償を行います。

すでに全国で百八の市が実施していることから、あらたに百所務課内の組合事務局(市庁舎二階)へ、他の町村のかたは、その役場の組合事務局へ申し込みをください。会員登録料は、

一人一円、入会の会費、共済掛金は、一人につき年間百六十円、ただし、中学生以下のかたは、おまひ身体障害者は、百四十円です。共済期間は、

交通災害共済の請求および受取受け付けは6月1日から市役所総務課へ

#### 死亡には50万円

共済金の支給額は

△一級(死亡) 五十万円  
△二級(終身自費) 五十万円

△三級(全額六か月以上の傷害) 十万円  
△四級(全額三か月以上の傷害) 五万円  
△五級(全額一か月以上の傷害) 二万円  
△六級(全額一週間以上の傷害) 一万円  
△七級(全額一週間以上の傷害) 五千円  
△八級(全額一週間未満の傷害) 二千円

この共済掛金は、全国どこでもの交通災害にも適用されます。

△共済見舞金を受けるときは、事故を取り扱った警察署長の発行する事故証明書、医師の診断書に会員登録を添えて、印かんを持参の上、市町村役場へ請求をすれば、ただちに共済見舞金を支払います。

△共済見舞金を支給しない場合  
①会員の同意または重大な過失によって起つた交通事故。  
②自殺行為または犯罪行為による場合。  
③地震等の天災地変によつて発生した交通事故。

△共済見舞金の請求および受取人は、

会員または遺族とします。なお、会員登録の抄本なども必要ありません。ただし、外国人会員登録をしてあるかたは、その証明書を見せてください。

対象となる交通事故は、

問1 どのような交通事故が対象となりますか。  
答1 道路上で、自動車、オートバイ、バイク、スクーター、自転車、荷車などに乗つていて、ついで

#### 加入の口数は

問1 一人でも何人も加入の申し込みができますか。  
答1 できません。一人一口に限り、

問1 何年間分をまとめて払い込むことができますか。  
答1 できません。一年目以降の継続加入は、共済期間の満了する一か月前から受け付けます。

死亡の場合の掛金は

問1 共済期間の途中で死亡したり他へ転出したりした場合、掛金は返還されますか。  
答1 返還いたしません。ただし市外転出されても、共済期間中は有効のものとして支給を受けられます。

問1 踏み切りでの事故は

問1 踏み切りで、自動車や電車にねらわれた場合は、どうなりますか。  
答1 この場合は、道路上での事故と同じように、適用されます。

問1 遊園地等の電車・豆自動車等の遊具による事故の場合はどうなりますか。  
答1 対象になりません。

問1 自分不注意によって交通事故を起した場合でも、共済金が支給されますか。  
答1 支給されます。ただし、その死亡または負傷が、自殺・無免許運転・酔っ払い運転など、故意または重大な過失によつて発生したものであるときは、支給されません。

問1 交通事故で加入者自身は負傷しなかったが、相手に傷害をあつた場合、相手を見舞うための共済金は出ますか。  
答1 支給されません。交通災害共済では、加入者のみを対象としていますので、相手に対する損害の補償はありません。

見舞金の受取人は

問1 見舞金の受取人はどうなりますか。  
答1 見舞金をしたときの見舞金は本人に、死亡したときは受取人が指定していただきます。

問1 見舞金を支払われたあつてもこれを証明する書類を添えて再請求すれば、その差額が支給されます。しかし、傷害を受けたときから一年を過ぎたときは、請求できません。

問1 加入申し込みのときは、住民票の抄本が必要ですか。また、代理人などが申し込みるときは、委任状が必要ですか。  
答1 本人、代理人でも、いずれも結構です。住民登録の抄本なども必要ありません。ただし、外国人会員登録をしてあるかたは、その証明書を見せてください。

問1 どのような交通事故が対象となりますか。  
答1 道路上で、自動車、オートバイ、バイク、スクーター、自転車、荷車などに乗つていて、ついで

問1 どのような交通事故が対象となりますか。  
答1 道路上で、自動車、オートバイ、バイク、スクーター、自転車、荷車などに乗つていて、ついで

## 交通共済・11の質問

### 市外での事故も対象

加入単位は1人1口です

・てん覆したりした事故、また歩いてはねられたり、ひかれたりした事故が対象となります。

電車・バス・航空機・船客による事故は適用されません。また子ども用自転車(16時以下)による事故も適用外です。

踏み切りでの事故は

問1 踏み切りで、自動車や電車にねらわれた場合は、どうなりますか。  
答1 この場合は、道路上での事故と同じように、適用されます。

問1 遊園地等の電車・豆自動車等の遊具による事故の場合はどうなりますか。  
答1 対象になりません。

問1 自分不注意によって交通事故を起した場合でも、共済金が支給されますか。  
答1 支給されます。ただし、その死亡または負傷が、自殺・無免許運転・酔っ払い運転など、故意または重大な過失によつて発生したものであるときは、支給されません。

問1 交通事故で加入者自身は負傷しなかったが、相手に傷害をあつた場合、相手を見舞うための共済金は出ますか。  
答1 支給されません。交通災害共済では、加入者のみを対象としていますので、相手に対する損害の補償はありません。

見舞金の受取人は

問1 見舞金の受取人はどうなりますか。  
答1 見舞金をしたときの見舞金は本人に、死亡したときは受取人が指定していただきます。

問1 見舞金を支払われたあつてもこれを証明する書類を添えて再請求すれば、その差額が支給されます。しかし、傷害を受けたときから一年を過ぎたときは、請求できません。

問1 加入申し込みのときは、住民票の抄本が必要ですか。また、代理人などが申し込みるときは、委任状が必要ですか。  
答1 本人、代理人でも、いずれも結構です。住民登録の抄本なども必要ありません。ただし、外国人会員登録をしてあるかたは、その証明書を見せてください。

問1 どのような交通事故が対象となりますか。  
答1 道路上で、自動車、オートバイ、バイク、スクーター、自転車、荷車などに乗つていて、ついで

問1 どのような交通事故が対象となりますか。  
答1 道路上で、自動車、オートバイ、バイク、スクーター、自転車、荷車などに乗つていて、ついで

問1 どのような交通事故が対象となりますか。  
答1 道路上で、自動車、オートバイ、バイク、スクーター、自転車、荷車などに乗つていて、ついで

問1 どのような交通事故が対象となりますか。  
答1 道路上で、自動車、オートバイ、バイク、スクーター、自転車、荷車などに乗つていて、ついで

問1 どのような交通事故が対象となりますか。  
答1 道路上で、自動車、オートバイ、バイク、スクーター、自転車、荷車などに乗つていて、ついで











お知らせコーナー

建築物の確認申請は
建築課指導係へ
6月1日から

さる4月1日から、市役所建築課内に新設された指導係(市庁舎4階)では、従来土木事務所で行なっていた建築物に関する申請および確認事務を6月1日から始める予定です。

戦没者遺族の特別弔慰金の請求

戦没者の遺族に対する「特別弔慰金制度」は、昭和40年6月1日から施行されました。この「特別弔慰金」は、本人からの請求にもとづき、金額3万円、10年償還無利子の記名国債で支給されることになっています。

防火管理講習会

防火管理者としての資格を得るための講習会を開きます。希望者は受講してください。
▽期日 5月21・22日
▽会場 市水道会館ホール

▽現金五万円 鶴光路四二〇野沢源三郎から教育・社会福祉関係に。
▽現金三万円 山岸健太郎さんから。
▽現金三万円 若宮町一丁目三三三、原田ひでさんから。

心配ごと相談所

五月は、十日、十七日、二十四日、三十一日の四回(金曜日)午後二時から四時まで前橋市母子福祉センター(住吉町一丁目五十二)で行ないます。

市民臨時職員募集

▽職員十九名
日赤水上安全法による指導、救助員の資格をもつ方。またはこれに相当する実力をもつ十九歳以上の男子。

市消防本部が、一般住宅火災の防火対策としてすすめている「防火モジュール制度」の、四十年指定区域内防火診断の結果がまとまりました。

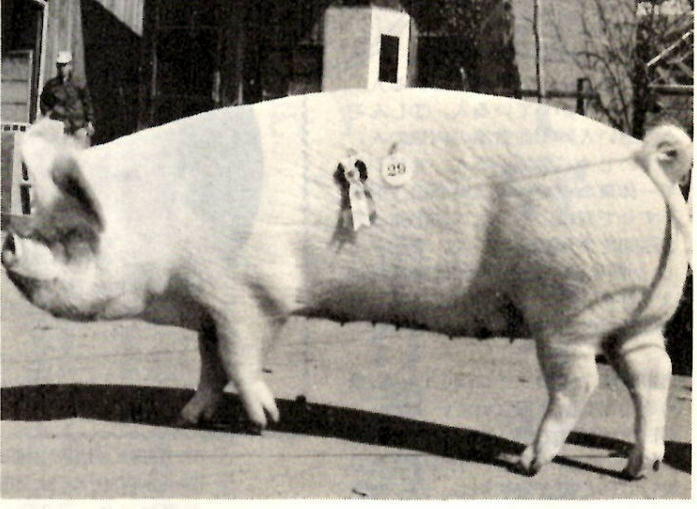
指定区域は、大手町一・二丁目、平和町一・二丁目、住吉町一・二丁目、本町一・二丁目、朝日町三丁目、文京町三丁目、南町三丁目、丁目の土町内、この地区の一般住宅三、〇九七戸について、防火診断を行ないました。

その結果、三、一三四戸が危険箇所を指摘し、指導を行ないました。危険箇所のうち最も多いのは月二日、敷居五七歳を死にました。詩人朝太郎の人物と作品をしのび

「朝太郎忌」のつどい

5月19日 水道会館ホール
あわせて郷土前橋の文化発展に資するため、ことしも「朝太郎忌」記念のつどいを催します。同好のみなさんのご参加をおすすめいたします。

▽主催 萩原朝太郎研究会
前橋市立図書館
▽日時 五月十九日(日)
午後一時から
▽会場 市水道会館ホール
▽語り人
▽詩人 萩原朝太郎
▽詩人・評論家 西脇順三郎
▽詩人 伊藤 信吾
▽俳句作家 那珂 太郎
▽同 大岡 信
▽同 石原 八束
▽同 田中 寛己
▽同 瀧口 雅子
▽同 鹿野 豊彦
▽同 斎藤 葉子
▽同 萩原 葉子



全日本種豚共進会で総理大臣賞を獲得
五十嵐義康さん(端気町)の愛豚

第六回全日本種豚共進会が、四月十一日から十五日まで熊谷市で開催され、四十一都道府県から三百頭が出展されましたが、本市から出場した八頭は全豚入賞という好成績をおさめました。

- ▽名賞賞 第一部ヨクシヤ一種 五十嵐義康(端気町)
▽優等賞 大島翁七(江木町)
▽二賞賞 金井与四郎(細井町)
▽三賞賞 羽鳥友好(笠井町)
▽金賞 船津貞義(泉町)

防火モデル地区の一年間

市消防本部が、一般住宅火災の防火対策としてすすめている「防火モジュール制度」の、四十年指定区域内防火診断の結果がまとまりました。

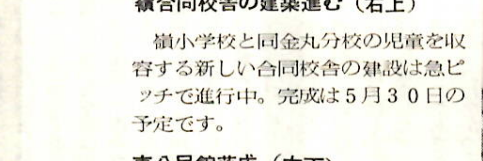
煙突関係が多い防火診断

市消防本部が、一般住宅火災の防火対策としてすすめている「防火モジュール制度」の、四十年指定区域内防火診断の結果がまとまりました。



上川淵保育所完成(上)

4月30日完成。4教室のほかホール、職員室、給食室、プール等があります。120人の児童を収容



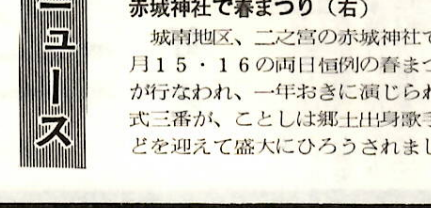
東公民館落成(右下)

5月上旬、竣工式の予定



合同校舎の建築進む(右上)

嶺小学校と同金丸分校の児童を収容する新しい合同校舎の建設は急ピッチで進行中。完成は5月30日の予定です。



赤城神社で春まつり(右)

城南地区、二之宮の赤城神社で4月15・16の両日恒例の春まつりが行なわれ、一年おきに演じられる式三番が、ことしは郷土出身歌手などを迎えて盛大にひろうされました。



写真ニュース

新出された道を北に登って行きますと右に在り、こんなところにも思われるところにも六尺の道が切り開かれ、ちょうど真鍮の目のように道を走っています。そして田畑は、一面二〇アル(一反)の広さまで大きな階段のような形で目のまえにひらけてきます。



市内ある記(4)

新しい農地

あまり大きな松林の中に、ただ一本の大きな杉の木が目に入ります。この杉の木の下には、つちりした安山岩の板碑が並び、それが木福様です。

